

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成19年 9月 7日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：1件

| No. | 号機等 | 不適合件名 | グレード | 備考 |
|-----|-----|---|------|----------------------|
| 1 | 4号機 | 原子炉建屋4階の原子炉再循環MGセット用の潤滑油ポンプ出口弁付近に油が溜まっていることをパトロール中の当社社員が発見し、消防署に連絡。現場を調査した結果、潤滑油ポンプ出口弁締め付けボルトにわずかな油のにじみが確認され、この油が出口弁下部に溜まったものと推定。対策として当該ボルトの締め付け具合を確認するとともに、油受けを設置。 | A | 9月7日公表済 (PDF86KB) |

その他：13件

| No. | 号機等 | 不適合件名 | グレード | 備考 |
|-----|--------|---|------|----|
| 1 | 1号機 | 1・2号機汚染検査所において、退出モニタ（NO. 2）の校正定数設定値（モニタ毎に固有の定数）が退出モニタ（NO. 1）の設定値になっていることが認められたため、当該モニタを点検及び対応検討 | B | |
| 2 | 2号機 | 原子炉水素注入設備を微量注入にて運転中、注入量に変化が無いにも関わらず、排ガス系の「オフガス再結合器出口酸素濃度高」警報の発生が認められたため、当該酸素分析計を点検・修理 | C | |
| 3 | 3号機 | 原子炉格納容器内照明用分電盤の遮断器点検において、動作不良が認められたため、当該部を点検・修理 | D | |
| 4 | 3号機 | 過度現象記録装置のモニタにおいて、エラーメッセージが発生し、データ保存不良（パソコンにデータが取込めない事象）が認められたため、当該パソコンを点検・修理 | D | |
| 5 | 3号機 | 制御棒駆動水圧制御ユニット（38-19）において、ベントラインの空気抜き確認用透明ホースの一部に亀裂が認められたため、当該ホースを交換 | D | |
| 6 | 3号機 | 所内用空気系空気圧縮機において、吐出空気温度指示計不良による「吐出空気温度高」警報の発生が認められたため、当該指示計を点検・修理 | D | |
| 7 | 4号機 | 第4給水加熱器（C）水位制御弁（給水加熱器5C側）において、グラウンド部よりリーク（1滴/2秒程度）が認められたため、当該弁点検及び対応検討 | D | |
| 8 | 4号機 | 廃棄物処理系機器ドレンフィルタスラッジ貯蔵タンク（B）記録計に、レベル検出ライン詰まりと思われる指示不良が認められたため、当該部を点検・清掃 | D | |
| 9 | 5号機 | 原子炉給水ポンプ出口溶存水素記録計に指示不良（ドリフト）が認められたため、当該部を点検・修理 | D | |
| 10 | 集中環境施設 | 廃液濃縮系再生廃液濃縮器（B）において、循環水エダクタ配管（65A-HCW-232）の一部に錆が認められたため、当該部を補修塗装 | D | |
| 11 | 集中環境施設 | 廃液濃縮系床ドレン濃縮器において、循環水エダクタ配管（65A-HCW-234）の一部に錆が認められたため、当該部を補修塗装 | D | |
| 12 | その他 | 使用済燃料輸送容器保管設備雑動力分電盤の点検において、配線用遮断器（二次側）の絶縁抵抗不良が認められたため、当該ケーブルを点検・修理 | D | |
| 13 | その他 | 使用済燃料輸送容器保管設備照明分電盤の点検において、配線用遮断器（二次側）の絶縁抵抗不良が認められたため、当該ケーブルを点検・修理 | D | |

【凡例】

| 公表区分 | 事象の概要 | 主な具体例 |
|------|-------------------------------------|--|
| 区分Ⅰ | 法律に基づく報告事象等の重要な事象 | <ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など |
| 区分Ⅱ | 運転保守管理上、重要な事象 | <ul style="list-style-type: none"> ・安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合） ・管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい ・原子炉等への異物の混入 など |
| 区分Ⅲ | 運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する | <ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・主要パラメータの緩やかな変化 ・人の負傷または病気の発生 など |
| その他 | 上記以外の不適合事象 | <ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など |

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで